



Contents

- ◇ 社長室から、こんど～です
- ◇ 経営まめ知識：『習慣力と破壊力』
- ◇ いまさら聞けない相続税の仕組みシリーズ

4

2013 Vol.113



3月29日に行われました確定申告慰労会の様子です

大成経営コンサルティンググループは、財務会計総合コンサルタント業として、
企業経営に関するあらゆるご相談にワンストップで対応しております。

- ◆(株)大成経営開発 財務会計総合コンサルティング <http://www.taiseikeiei.co.jp>
- ◆(株)大成不動産 不動産 ・ 資産運用
- ◆(株)アップワード エスト保険 生命保険、損害保険 <http://www14.ocn.ne.jp/~esthoken>
- ◆(株)大成アフェクション 居宅介護支援、通所介護事業
- ◆(株)大成グローバルトレーディング 商社、貿易業務 <http://www.taisei-gt.co.jp>

アイクス税理士法人・清永税理士事務所・飛石税理士事務所・徳留税理士事務所・高木社会保険労務士事務所・竹馬社会保険労務士事務所・社会保険労務士あきおか事務所・おかもと社会保険労務士事務所・須賀経営労務研究所・的場土地家屋調査士事務所・行政書士法人エド・ヴォン・司法書士法人緒方事務所

社長室から、こんど~です



3月の確定申告と言う大繁忙期も無事に乗り越えました。ちょっと一息……。先月29日決算報告会と、確定申告慰労会をグループ全体で行いました。夜の宴会の盛り上がる事、盛り上がる事、1年分くらい笑いました。今月からまた気持ちを切り替えて法人の年度末決算申告業務に取り掛かっております、第2の繁忙期です。

さて今月はテレビで話題のTPPです。そもそもTPPとは**日本、アメリカを中心とした環太平洋地域による経済連携協定の意味です**。正式にはTrans-Pacific Partnership (TPP)です。アベノミクスの金融緩和、財政政策、成長戦略、この3つの成長戦略で結果を出すためには**TPPが必要**であると安倍総理は述べています。

ではTPPのメリットは

- 関税の撤廃により貿易の自由化が進み輸出額が増える
- 大手企業では整備、貿易障壁の撤廃により利益が増える
- グローバル化を加速させることにより、GDPが増加する

TPPのデメリットは

- 海外の安い商品が流入しデフレを引き起こす可能性がある
- 関税の撤廃により安い農作物が流入し日本の農業がダメージを受ける
- 遺伝子組み換え食品や添加物などの規制緩和により食の安全が脅かされる
- 保険の自由化、混合診療の解禁により、国保制度の圧迫や医療格差が広がる

いろいろな立場で自分の仕事関連に置き換えて考えたときに、賛成、反対と意見が出て来るのでしょうか、その中でも目立っているのは農業団体の絶対に反対と言うのが目立っているような気がします。

農業人口は年々減少しているのに、農協はTPPを左右するほどの力があります。それは組織票が選挙に大きく影響するからだあるコンサルタントは話されています。農協は組合員、準組合員合わせて**1000万人に近い**組合員を擁しています。そのため**選挙への組織票の影響力は大きい**ということになります。

では農業について真剣に向き合った時に**TPPは本当に必要ない**のでしょうか？

一つの例を挙げると、高い関税でお米の国内市場を守ってきていますが、お米の消費は過去1200万トンあったのに今は800万トン、今後は人口減少に伴いさらに減ります。

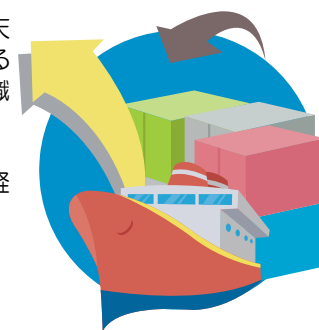
そうなる日本のお米も輸出しなければなりません。その時に輸出国の関税が100%と0%どちらがいいですか？0%がいいに決まっています。TPPとはこういう事です。

野菜の関税は少し、花は0%です。これらのものは関税撤廃でも影響は受けません。**農業専門誌が農業従事者にアンケートを実施した結果TPP参加に賛成がわずかに反対を上回ったそうです**。

日本はTPP交渉に参加し、国益を考え、たとえば日本に足りないエネルギー（天然ガス、原油）などを自由貿易で日本に入れることにより**原発不安も解消される**のではないのでしょうか？TPPに加入することによって得られるものを再度認識し、**選挙や個別の利害を考えず判断をしていただきたいです**。

安倍総理に良いこともあれば悪いこともある中で世界の流れに乗っていきながら経済大国日本を復活させ、**日本の底力**を世界にアピールしてもらいたいです。

ありがとうございました。



(株)大成経営開発社長近藤記



社長ブログ：近藤社長の体と会社のダイエット日記
毎日更新しています！是非読んでください！
<http://www.taiseikeiei.co.jp/blog/diet>

経営まめ知識：『習慣力と破壊力』



みなさま如何お過ごしでしょうか？桜の季節となりましたが、今年はPM2.5や春の嵐で桜をゆっくり眺められるか心配です！！

桜の時期は、一年で一番好きな時期ですね！！

ところで今月は、最近想う事で『習慣力と破壊力』についてお話しをしてみたいと思います。人生52年経営者の方を中心に色々な方々にお逢いしてきました。その人の性格や考え方に影響しているのは、なんなのでしょう？先天的DNA・生立ち・貧困・大病・出逢い……。人生での色々の経験が、その人の人生観や死生観をつくり性格という性質を成しているみたいです。これは科学的にある程度証明されている事です。

ところで『習慣力』については、色々の書籍や出版物があり、みなさんご存知ではないでしょうか？習慣は『継続は力なり』と言われる言葉に代表されるように日本人には受け入れやすい美徳があります。努力や安定という言葉を想起させますね！！

それに対して『破壊力』何かというと常識的には、毛嫌いされるのではないのでしょうか？それは努力や安定を否定する事になるからです。

そんな事はないのです！！

破壊とは、イノベーションに通じる物なのです。つまり自己革新です！！それまでの習慣を破壊する事によって**イノベーション**は、生まれるからです。習慣を捨てる事、つまり**破壊すること=イノベーション**は、成長・変化・発展するためには絶対的に必要な事なのです。

歴史とは、進化・生成・発展の繰返しなのです。歴史は継続という慣習と破壊というイノベーションの繰返しによって成り立ってきています。**習慣力と破壊力は対比する関係にあるみたいですが、実は一体なのです。**習慣は安定・安全を生み出しますが、成長・成功や変化への対応が出来ません。

ところが、成功している方々を観ると習慣力と破壊力のバランスがいいのです。習慣として守るものと習慣として変えていくものを実によく見極めています。**普遍的原理原則は習慣として守り、時代とともに変わり行く技術などは常に破壊していっています。**ここの見極めが大事です。

ところで習慣については、通常**行動習慣**の事を習慣というみたいです。しかし私が想うには、3つの習慣があると思います。一つ目が、**何を観るかという習慣**。二つ目が、**観たあと何をどう考えるか（想うか）という習慣**。そしてその結果として三つめの習慣が、**行動習慣**だと想います。

人間は、この三つの習慣に気付いていないだけなのです。行動習慣が変わらないのは、観るものを変え、考えて決心する事がないからです。観る物を変え=環境を変え、考えを変え=付合う人を変えると必然的に**行動習慣**は、変わるものなのです。

世界は、新興国の発展とICTの普及によりグローバル化の世の中となりました。今後は中小企業においても常識を覆すような行動を求められる時代です。その時にこれまでの習慣で物事を判断するだけでは、難しい時代となりつつあるみたいです。**広く世界中から情報を集めイノベティブな発想を求められそうです。**

『破壊力』という言葉、つまり**イノベーション**という事が、ますます重要となりつつあるみたいです。世界大競争の時代ですので、ある意味必然なのでしょうが……。

巷ではアベノミクスで株価が上がっているみたいですが、世界経済とみなさまの検討をお祈りします。



東京事務所にて



会長ブログ：自由人石本の毘沙門天世界放浪記
毎日更新しています！是非読んでください！
<http://www.taisei-gt.co.jp/blog/>



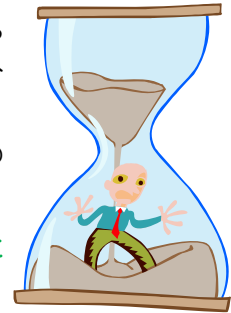
いまさら聞けない相続税の仕組シリーズ

「3年以内の贈与について」

相続などにより財産を取得した人が、被相続人からその相続開始前3年以内(死亡の日からさかのぼって3年前の日から死亡の日までの間)に贈与を受けた財産がある時には、その人の相続税の課税価格に贈与を受けた財産の贈与の時の価額を加算します。

また、その加算された贈与財産の価額に対応する贈与税の額は、加算された人の相続税の計算上控除されることになります。 ～国税局ホームページより

相続税の計算をする際、被相続人が亡くなる直前に相続人へ財産を贈与した場合の財産について、それは相続財産ですよ。という規定です。



今月号では、この租税回避を防止する規定について、2つの事に留意して頂ければと思います。

まず、1点目

規程では・・・

相続開始前3年以内(死亡の日からさかのぼって3年前の日から死亡の日までの間)とあります。

ここで、読み取れますのは、相続財産を相続人へより多く残す為には、少なくとも3年以上前から対策をしておくことが必要という事です。

特に、平成25年度の税制改正では、平成27年1月1日以後の相続から、基礎控除が大幅(4割)縮小されます。

現行 $5000万円 + 1000万円 \times \text{法定相続人の数}$
改正後 $3000万円 + 600万円 \times \text{法定相続人の数}$

法定相続人が3人とした場合には、現行8000万円⇒改正後4800万円に縮小されます。今まで基礎控除があった為に税金が掛からなかった方も、改正後には、多くの方が相続税の心配をしなければならないのは、明白です。

次に、2点目

規程では・・・

相続などにより財産を取得した人が・・・とあります。

相続などの“など”とは、遺贈も含まれるという事です。・・・遺贈とは、遺言によって相続する事。

そして、この規定を裏返せば、“相続などにより財産を取得しなければ、3年以内に贈与した財産は、相続財産に含める必要はない”と読み取れます。

例えば、相続人でもなく、遺贈により財産分与もない。“孫”に贈与しても相続財産に含める必要はありません。・・・贈与税は課税されます。

最後に 贈与の中に配偶者への居住用財産の贈与(2000万円までは非課税)の特例がありますが、この規程を受けた後、配偶者が3年以内に亡くなった場合でも、相続財産に含まれなくとも良いとされています。

先に記載しましたが、今回の税制改正により、“相続税”について多くの方が、気になる税金となりました。まずは、相続税は掛かるのか?という事からはじめ、その後、相続対策という流れになると思われます。

今回説明しました。3年以内ルールにより、相続対策するには、まだ早いという事はありません。

初回無料相談会を行っております。何なりとご相談くださいませ



岡村泰

編集後記：無事、確定申告も終わりちょっと一息といったところです。今号の表紙は恥ずかしながら大変盛り上がりました決算報告会後の確定申告慰労会の様子です。日頃のうっぴんを晴らすかのような弾けっぷりで大笑いしたひと時でした。法人の年度末決算申告業務に向けて、束の間の休息といったところでしょうか・・・。

